

平成28年第 1 回臨時会会議録

平成28年 第1回菊池市議会臨時会会期日程表（会期1日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
2月17日	水	本 会 議	開会宣告・開議 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 質疑・討論・採決 閉会宣告

平成28年 第1回菊池市議会臨時会会議録（目次）

2月17日(水曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第1号	7
2. 本日の会議に付した事件	7
3. 出席議員氏名	7
4. 欠席議員氏名	8
5. 説明のため出席した者の職氏名	8
6. 事務局職員出席者	8
7. 開 会	9
8. 開 議	9
9. 日程第1 会議録署名議員の指名	9
10. 日程第2 会期の決定	9
11. 日程第3 議案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決	9
12. 閉 会	19

第 1 号

2 月 1 7 日

平成28年第1回菊池市議会臨時会

議事日程 第1号

平成28年2月17日（水曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号 工事請負契約の変更について
上程・説明・質疑・討論・採決



本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 工事請負契約の変更について
上程・説明・質疑・討論・採決



出席議員（20名）

1番	平	直樹	君
2番	東	奈津子	さん
3番	坂本	道博	君
4番	水上	隆光	君
5番	出口	一生	君
6番	猿渡	美智子	さん
7番	松岡	讓	君
8番	荒木	崇之	君
9番	柁原	賢一	君
10番	工藤	圭一郎	君
11番	城	典臣	君
12番	大賀	慶一	君
13番	岡崎	俊裕	君
14番	水上	彰澄	君
15番	泉田	栄一朗	君
16番	森	清孝	君

17番 樋口正博君
18番 木下雄二君
19番 山瀬義也君
20番 境和則君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭実君
副市長	木村利昭君
政策企画部長	小川秀臣君
総務部長	馬場一也君
市民環境部長	倉原良則君
健康福祉部長	木原雄二君
経済部長	松野浩一君
建設部長	樫川博久君
七城総合支所長	榎田邦昭君
旭志総合支所長	水上満弘君
泗水総合支所長	上田譲二君
財政課課長補佐	前川幸輝君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	徳永孝博君
市長公室長	上田俊介君
教育長	原田和幸君
教育部長	松岡千利君
農業委員会事務局長	原和徳君
水道局長	藤本辰広君
監査事務局長	松永隆則君

事務局職員出席者

事務局長	城主一君
議会課長	徳永裕治君
議会係長	松原憲一君

午前10時00分 開会

○

○議長（森 清孝君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は20名です。定足数に達していますので、ただいまから平成28年第1回菊池市議会臨時会を開会します。

○

午前10時00分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森 清孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、平直樹君及び東奈津子さんを指名します。

○

日程第2 会期の決定

○議長（森 清孝君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日の1日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定しました。

○

日程第3 議案第1号上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、日程第3、議案第1号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆様、おはようございます。本日、平成28年第1回菊池市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては本会議にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

それでは、ただいま上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページをお願いいたします。

議案第1号、工事請負契約の変更についてでございます。

平成27年第2回定例会で議決をいただきました平成27年度菊池市営プール建築工事にかかわる工事請負契約について、設計変更に伴い契約金額の変更をいたしたく、議会の議決をお願いするものでございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） おはようございます。

それでは、提案の議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の1ページでございます。

議案第1号、工事請負契約の変更についてでございます。

平成27年7月10日に議決をいただきました工事請負契約の一部を次のとおり変更したいので、議会の議決を求めるものでございます。

7月10日に議決をいただきました議案の内容でございますけれども、1、契約の目的、平成27年度菊池市営プール建築工事でございます。2、工事場所、菊池市隈府地内でございます。3、契約の方法、条件つき一般競争入札でございます。4、契約の金額、書いておりますとおり、議決をいただきました金額は2億250万円でございます。5、契約の相手方は、美麗・八方建設工事共同企業体でございます。

今般、提案をいたしました変更の内容は、4番の請負契約金額の変更でございます。変更後の金額が2億481万1,113円でございます。

提案の理由といたしましては、本工事におきまして、菊池市公共工事請負契約約款第18条及び第19条の規定に基づく設計変更に伴いまして、工事請負契約金額を変更する必要が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。

これが議案の提案理由でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（森 清孝君） 以上で議案の説明を終わります。

ここで暫時休憩します。

○
休憩 午前10時04分
開議 午後 零時56分
○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。
猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 猿渡美智子です。

今回の議案の提案理由の中に、設計変更に伴い工事請負契約金額を変更する必要があるためとされていますが、ここに述べられている設計変更の内容というのをお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） ただいまご質疑がありました設計変更の内容についてお答えさせていただきます。

まず、1点目でございます。旧市営プールの解体工事の中でのフェンスが残っておりまして、その分の解体工事が一つございます。

それから、2点目ですけれども、建築確認申請におきまして鉄筋とコンクリートの量の変更を求められましたので、それを追加するものでございます。

3点目としまして、保健所の指導におきまして、利用者の衛生面での動線の確保のためのフェンスの追加がございました。

4点目としまして、工事の発注後の施工におきまして、地中から出てきましたコンクリートの撤去処分でございます。

それから6点目としまして、発注者と受注者の協議によりまして、工事車両等の進入箇所の確保から街灯、縁石、アスファルト、この辺の撤去の必要性が生じました。あわせて、この復旧工事もでございます。

以上が増額の部分でございますけれども、減額としまして、浴槽の変更工事でございます。これにつきましては、子どもたちがプールから上がりまして、体を温めるために浴槽を設置するわけでございますが、その浴槽の仕様をステンレス製からポリ浴槽へ変更したというものでございまして、減額の対象となっております。

それからもう1点は、外構スロープでございまして、このスロープの勾配をより緩やかに変更することで手すりの必要性がなくなったために減額をするものでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 今、説明があった内容の中で、フェンス解体工事についてお尋ねしたいと思います。

フェンス解体工事が必要であると、必要なお金であるということは理解ができません。しかしながら、フェンスが残されていたこともフェンスを撤去しなければならないということも、あらかじめわかっていたことだったのではないのでしょうか。それを考えますときに、これが追加としてこういう形で出てくるというのは、それは発注者である市側の連絡ミスであったのか。または請負側の確認ミスであったのか、重ねてお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） このフェンスの解体工事につきましては、もともと旧プールの解体のときに行うところでしたが、その解体工事は別発注でやっておりました関係で、結果的にフェンスが安全確保の面から残してあったということでございましたが、この事実を私どものほうで確認をしておりますので、この当初設計の中に見込むことができず、今回の追加というふうになったものでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） これからもさまざまな公共工事、大きなものが控えておりますので、このようなミスというか、うっかりというか、そういうことが起きませんようお願いして、質問を終わります。

○議長（森 清孝君） ほかに質疑ありませんか。荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） それでは、質疑をいたします。

今回の市営プール建築工事の契約変更内容は、今ご答弁ありましたように、主にフェンスの撤去やアスファルト舗装の撤去など、解体工事に伴う工事費の増であります。解体工事というのは、そこを壊さないと工事はできないわけですから、一番最初に行う工事なんです。プール建築工事は、7月11日に契約されており、遅くとも8月には解体工事に着手されたと思いますが、工事完了はことしの3月22日です。なぜ、1カ月前になってこの一番最初に行う解体工事の契約変更を行うのか、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 本日の議案の提案理由にも書いておりますとおり、今回の変更につきましては、工事請負約款でございますが、この18条、19条に基づい

て処理をいたしております。

その内容につきましてですが、ご指摘のように工期完了の3月22日前になってということがございますけれども、この点につきましても十分に検討いたしました。その根拠としましては、国交省が定めております変更契約のガイドラインというものがございまして、設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末に行うことをもって足りるものとするということがございますので、受注者とも十分に協議をしまして、納得の上に、今回の変更契約をさせていただいたということになっております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 市営プールの建築工事については、いろいろと問題が起きておるようなので、ちょっと時系列でまとめてみましたので、事実確認をいたします。

契約日は先ほど申しましたように、平成27年7月11日です。最初に解体工事に対して、施工業者が追加工事の見積書を提出したのが8月25日、そして、市に対して解体工事を含む設計変更を求める協議書が提出されたのが、10月7日、これは9月に解体が終わったからということですね。協議書に対して、市が回答を返さないで、施工業者の代表者2名、これは美麗建設の社長と八方建設の専務が回答書の早期提出を求めて、市に来庁されたのが11月2日、その1カ月半後の12月17日によりやく市が回答書を口頭にて言いました。そして18日に回答書の口頭であるかと、これは文書で出さないといつて、18日よりやく2カ月半後に出されたわけなんですよね。明けて28年1月12日に施工業者より市長宛てに再度協議書を提出、2月2日に協議書に対する回答書を提示されております。

以上の時系列で間違いないのか、お尋ねをいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） まず、契約日でございますけれども、これは議会の議決日でございますので7月10日でございます。

それから、途中の経過はご指摘のとおりですけど、一番最後の協議が1月28日に回答書はお渡しさせていただいて、それをもって2月2日に代表者の方においでいただきまして、内容の説明を丁寧にさせていただいたということになっております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） ご答弁でおおむね時系列に間違いはないとのことですが、では、先ほど申しましたように、解体工事は昨年8月25日には追加工事の見積書を施工業者が提出しているわけですね。9月に解体工事を行っておりますが、解体工事は9月で終わっています。いまだ、そのお金を払っていない。正確には払うための契約を5カ月間もの間、市はしていなかったこととなります。要は工事はさっさと終わらせて、お金を払う段取りを放置していたと私は思うわけですね。ただ、約款の中に、軽微な工事であればということなんですが、軽微な工事に関して、業者が二度も再協議書を上げているというのは、決して軽微じゃないんじゃないかと思うんですね。

市の回答も結局、軽微な工事であれば、返事を2カ月半も待たせなくてよかったですね。私は、いまだお金を払っていない、正確には払うための契約を5カ月間もの間、市は放置していたと考えますが、この解釈は間違いでしょうか、3回目の質問とします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 今回の工事に関します経過並びに変更契約の根拠につきましては、先ほどご回答させていただいたところでございますが、内容につきましては、発注者である市と受注者である業者の方が、双方に真摯に約款の定めを遵守しながら、施工あるいは協議を進めてきたものだと思っております。その協議に対しても市は慎重に回答をしてきたというふうに考えております。その結果としまして、今回、変更に伴います協議が成立をいたしましたので、本日お願いをしているというふうに捉えております。

○議長（森 清孝君） ほかに質疑はございませんか。平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） お尋ねいたします。

この増額に関する内容、231万1,113円の中に、鉄筋コンクリートの増ということで、もともと見てあった金額よりもちょっと足りないぞと。鉄筋に関しては20トンぐらい足りませんよというようなことが上がってきて、それに対するお金だというふうにお聞きしておりますが、単純に家を建てることに対して、素人である市がプロにお金を出して、積算をしていただいて、図面を引いて建ててもらう。そのときに、実は足りませんでしたというふうに言われることについて、私はちょっとおかしいかなというふうに思いますので、この図面変更に関して、責任は市に

あるのか、設計事務所にあるにあるのか、どちらにあるのかを質問いたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 建築確認申請で変更を求められました内容につきましては、市が外注で設計を委託しておりますので、その成果として今回のような指摘がないのが一番ベストであったというふうに思っておりますので、責任の論議につきましては私のほうからちょっと答えられませんが、そこがきちんとできていれば今回なかったのかなということだと思います。

以上です。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 責任がどちらにあるかわからないものに対して増額をお願いされてもおかしな話だと思いますので、はっきり責任がどちらにあるかというのはわかっていると思いますので改めてお聞きしますが、市ですか、それとも設計ですか。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 設計につきましても、市が外注いたしておりますので、その業務に基づきます約款もございます。その約款によりますと、市のほうが納品検査で受け取ってはおりますが、その中身について瑕疵がある場合につきましては、受注者である設計会社のほうにその損害を求めることができるというようなことから考えますと、当然請け負われました設計業者のほうにも責任はあるというふうに考えられます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） わかりました。終わります。

○議長（森 清孝君） ほかに質疑はありますか。松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） 先ほどの質疑の中で時系列が出ましたけれども、施工業者が平成27年の10月7日に協議書を提出されておりますけれども、発注者の市からの回答が12月17日という形になっております。お尋ねしますが、2カ月もおくられて回答書を出す対応というのは、行政の対応として適切かお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 確かに協議に対しましての回答は先ほどご指摘のあったところでございます。工事の進捗等を考えますと、やっぱり早い時期に協議に対しては回答をすべきであるというのは、これは発注者側の当然の行為だろうと思います。

ただ、案件によりましては、そこに時間が要するものも存在するかと思いますけれども、ご指摘のとおり、今回の件につきましては少し時間がかかり過ぎたのかなというふうに思っております。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） それでは、適切ではなかったというふうに理解してよろしいですか。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 案件の協議の中と申しますか、その辺もちょっと私も詳しく精査しておりませんので、その事案によって時間がかかり過ぎたということであれば、適切でなかったというふうに判断すべきかと思えます。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） 3度目でございます。

これで、設計変更の議案が提出されるのは最後ということで理解してよろしいですか。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 最後でございます。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 工事請負契約の変更について、質疑をいたします。

この工事の落札率については、確か99.9%だったと思います。この高い落札率で工事をした後、このような補正がまた出てくるというのは、ある面では、市民感覚からすれば大変なことであります。そのことから、ちょっと質疑をいたしますけれども、この問題はいつ発生したのか。それと、改めてこの工事契約の変更についてお聞きしたいと思いますが、最終的に市側のミスなのか、業者側の責任なのか、改めてお聞きをしたいと思えます。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 今回、議案としてお願いをいたしております工事請負契約の変更に関与するものにつきましては、施工の過程においてそれぞれ発生したものでございますので、それぞれ時期については、分かれています。

2点目の今回の変更に伴う責任と申しますか、ミスというご指摘でございましたが、内容を精査しましたところ、市としましても発注者としましても、当然これは変更として見るべきだという判断をしたものでございます。

一部設計においては、先ほどのご質疑等でもお答えしたとおりでございますので、それぞれ協議が整った中での正当な案件に対する変更だというふうに、私どもでは考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 発生した時期については、まだ確認できないということですが、発生した時期はある程度前だったということでございますけれども、所管の委員会等に報告、相談はしなかったのか、改めてお聞きしたいと思います。以上、お尋ねします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 今回の件につきましては、当初の契約が議会の議決を受けておる案件でございますので、当然変更を結ぶということになりますと、本日のような形での議案を提出しなければなりませんので、議案に対して、事前に所管委員会等への報告は行っておりません。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

いずれにしても、このような補正を出されるということについては、責任は市側にあるんじゃないかというふうにして認識いたしますけれども、発注者である市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 今、責任論とか質疑があつておりますけれども、この問題につきましては、責任論の問題ではないというふうに考えております。そもそも発注した工事につきましては、改正品確法に基づきまして、設計図書において動いていくということでございます。

今回、市がなぜ臨時議会を開いて、議案を提出したかといいますと、この法律と約款に基づきまして、設計図書に変更が生じると、そういった事情があるんだということから、設計図書を変更する必要性が生じ、さらにその設計図書を変更することによって、先般議会に提出しております議案の変更が生じる。要は、設計図書は変更しても、議案の変更が生じない場合がございます。要は増加が幾ら、減少が幾らというような感じで、一切議案にかけた項目が変更にならない場合がございます。ですから、多くの工事で設計変更が必要となっていますけれども、今般、議案を上げた内容につきましては、設計図書の変更が生じた上に、かつそういった根拠がしっかりしていて、なおかつ請負代金の変更が生じた、そういったときには変更を行いなさいと、行わなければならないということになっています。そういったことで、今回の議案を上げて、正式に議員の皆さんに審議をお願いしたところでございます。

ただ、先ほどからご質疑がっておりますけれども、確かに市のほうでも手続関係で長期間にわたって質疑が出ているのに回答しないとか、そういった不適切というか、ちょっと事務的に不手際があったということはございますけれども、議案の責任とかそういったことには当たらないと。しかも、今回は議案を上げている内容につきましては、受注者と発注者が約款とか法律に基づいて双方協議の上、双方でご了解した内容を議案として審議をいただいているという内容でございますので、それはそのところで誤解がないようにご説明をしておきたいと思っております。

○議長（森 清孝君） これで質疑を終わります。

議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第1号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了し、今臨時会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、平成28年第1回菊池市議会臨時会を閉会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

閉会 午後1時24分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長

菊池市議会議員

菊池市議会議員

付 録

平成28年第1回臨時会付議事件一覧及び審議結果表

(2月17日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第 1号	工事請負契約の変更について	原案可決